

## 不動産登記申請書提出前のチェックリスト

### 抵当権抹消

#### 申請書記載事項

- 登記原因の日付は、登記原因証明情報の原因の日と一致していますか
- 登記権利者の住所（又は氏名）は、登記簿に記載されている住所（又は氏名）と一致していますか

登記権利者の住所（又は氏名）に変更があった場合は、抵当権抹消登記の前に登記名義人住所（又は氏名）変更登記をする必要があります。
- 登記義務者（金融機関等）の本店・商号、会社法人等番号及び代表者の資格・氏名は記載していますか

会社法人等番号を記載すると、当該金融機関等の登記事項証明書の添付省略できます。
- 登記義務者（金融機関等）の本店・商号は、登記簿の記載と一致していますか

登記簿の記載と一致していない場合は、登記簿の本店等から現在までの変更の経過がわかる証明書の添付が必要です。なお、会社法人等番号を記載しているときは、添付を省略できる場合があります。
- 不動産（土地・建物）の表示は正しく記載していますか

登記事項証明書（登記簿）の記載と一致していかなければなりません。登記事項証明書等をご確認のうえ、記載してください。
- 建物は、区分建物（マンション等）ですか

区分建物（マンション等）の場合、敷地権の表示も記載する必要があります。
- 登録免許税は正しい金額が記載されていますか

土地又は建物1個につき1,000円となります。  
なお、敷地権付のマンション等の場合、建物1個について1,000円にプラスして敷地権の土地1個につき1,000円が追加で必要です。
- 申請書及び登録免許税の貼付台紙への契印（割印）はしましたか

申請書1枚目から登録免許税貼付台紙までは、申請人（又は代理人）の印で契印（割印）をしてください。※印紙への契印（割印）は不要です。
- 連絡先の電話番号は記載しましたか

昼間に連絡が付く電話番号を記載してください。

#### 添付書類

- 代理権限証書（委任状）は作成しましたか

代理人による申請の場合、申請人から代理人への委任状を作成し、添付してください。
- 代理権限証書の日付は記載してありますか

代理権限証書には、委任した日付を記載してください。
- 代理権限証書に委任事項や不動産の表示は記載してありますか

金融機関から受領した代理権限証書が空白の場合は、必要事項を記載する必要があります。

□ 申請書に記載した添付情報の書類は全てそろっていますか

申請書を提出される前に、再度ご確認ください。

添付書類は必ず原本を添付してください。

□ 添付書類の原本の返却は必要ですか

添付書類の原本の返却が必要な場合は、その写しを作成し、写しに「原本に相違ありません。申請人（又は代理人）何某印」と記載し、原本と一緒に提出してください。登記完了後に添付書類の原本を返却いたします。

なお、上記手続をしていない書類は、申請後に原本を返却することはできません。

## その他

□ 返送用の封筒・切手は準備していますか

登記完了後、登記完了証やお返しする添付書類を郵送により交付することを希望するときは、返送用の封筒・切手を添付してください。

なお、返送は書留郵便（簡易書留・レターパックプラス600を含む）でのみ可能です。

□ 申請書を提出する法務局は間違っていませんか

申請書は、不動産の所在地を管轄する法務局へ提出してください。

## 契印（割印）の方法

